

高等学校学習指導要領の変遷と背景

商業編 教育課程

The change and background of governmental guidelines of high School study Commercial Curriculum

鈴木 健一

SUZUKI Kenichi

The governmental guidelines of high School study were born with the revolution of the educational system after WW .

Curricula of high schools are organized by the enforceable rules of school educational law and the governmental guidelines of high school study which are announced publicly by the Minister of Education.

This study verifies the relationship between the meaning of Curriculum, The timing of publicly announcing governmental guidelines of high school study and the public and economic circumstance at the time.

学習指導要領公示の背景

高等学校学習指導要領は、戦後の学校制度改革と共に誕生した。1947年（昭和22年）3月31日に教育基本法と学校教育法が制定公布され即日実施となり、1947年5月23日に学校教育法施行規則が制定された。（文部省令第11号）高等学校の教育課程は、学校教育法施行規則（第57条）別表第三に定める各教科に属する科目及び特別活動によって編成するものとし、この定めのほか、教育課程の基準として文部大臣が別に公示する高等学校学習指導要領によるものとしている。（第57条の2）【註】ここで言う特別活動

は、その後、学校行事も含めるようになり、さらに、教科以外の教育活動とよんで、この中にいわゆる必修のクラブ活動も含まれるようになった。

学制は、小学校6年、中学校3年、高等学校3年、大学4年の6・3・3・4制となり、高等学校は、1948年（昭和23年）から発足した。当時小学校を除く他の学校は、新制という文字を頭につけて、新制高等学校などと呼ばれていた。

高等学校の設備、編成及び学科の種類などの設置基準は、高等学校設置基準によることだが、施行規則第56条で定められ、1948年（昭和23年）1月27日の文部省令第1号によって、高等学校設置基準が制定され、第5条によって、高等学校の学科は、普通教育を主とする学科は、普通科とし、専門教育を主とする学科のひとつに商業に関する学科は、商業科として設置できるようにした。

国の教育行政担当は、戦後文部省の実業学務局が廃止され、1949年（昭和24年）6月機構改革によって、初等中等教育局の中に職業教育課が発足した。1951年（昭和26年）6月、産業教育振興法が制定され、施設・設備に対して、国の財政援助を行うことが目的とするものであった。第1条の目的に「産業教育がわが国の産業経済の発展及び国民生活の向上の基礎であることにかんがみ、教育基本法にのっとり、産業教育を通じて、勤労に対する正しい信念を確立し、産業技術を習得させるとともに工夫創造の能力を養い、もつて経済自立に貢献する有為な国民を育成するため、産業教育の振興を図ることを目的とする。」第3条で国の任務として、「1 産業教育の振興に関する総合計画を樹立すること。2 産業教育に関する教育の内容及び方法の改善を図ること。3 産業教育に関する施設または設備を整備し、及びその充実を図ること。4 産業教育に従事する教員又は指導者の現職教育又は養成の計画を樹立し、及びその実施を図ること。5 産業教育の実施について、産業界との協力を促進すること。」を規定している。なお、第5条で教員の待遇について「産業教育に従事する教員の資格、定員及び待遇については、産業教育の特殊性に基き、特別の措置が講ぜられなければならない。」としている。これを受けて、1957年（昭和32年）5月に農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律が公布され、商業を除く上記の教育に携わる教員に俸給の月額額の10%が手当として支給されることになった。

教育課程の意義

高等学校教育課程の編成は、学校教育法施行規則第57条で、示されていることは、先に述べた。ここでは、教育課程という言葉の意義を考察してみることとする。1960年代前半（昭和35年頃）の一般的見解としては、『教育課程は、学科課程あるいは教科課程などと呼ばれていたが、戦後の教育改革のなかで、いち早く一般化し、固定化した教育上の術語である。

文部省の学習指導要領一般編によれば、児童や生徒がどの学年でどのような教科の学習や教科以外の活動に従事するのが適当であるかを定め、その教科や教科以外の活動や内容や種類を学年別に配当づけたものを教育課程というとして規定しているが、その意義づけは、教育観や立場の相違によって自ら異なる。

教育課程の意義を定めるためには、教育課程それ自体が、目的・内容および形式の3要素をもっていることを認めなければならない。すなわち目的とは学校がその生徒に対して啓培しようとする資質や能力あるいは生徒を通じて実現しようとする価値に関する事項であり、内容とは、学校がその教育目的を達成するために、意識的・計画的に用いようとする選択された一定の教科または経験であり、形式とは、教育上の効果ないし能率を顧慮してなされた学習の段階、教科の配列や時間の配分または計画である。したがって、教育課程とは学校の教育目的を達成するために選択された教科または学習活動を教育的見地から編成した体系的な教育の全体計画であるともいえる。また、1960年代後半（昭和40年頃）に入ると次のように意義づけている。『教育課程ということばは、実際にはさまざまな意味にもちられている。たとえば「社会科のカリキュラム」とか、「商業一般のカリキュラム」というように、教育課程またはカリキュラムということばが用いられる場合もある。前者は教科としての社会科の内容構成を意味しており、後者は商業科目の一つとしての「商業一般」の内容の構成を意味している。しかしこれらの場合はいずれも、各教科あるいは各科目の内容の構成をカリキュラムと呼んでいるのである。

これに対して、これらの各教科・科目を配列したものの全体を教育課程（カリキュラム）と呼ぶ場合がある。すなわち、この場合には高等学校全日制課程においては、3年間という期間に、生徒がどのような教科・科目を履修すべきであることを考慮し、これらを計画的に配列したものを指している。さらに、高等学校の教育課程は教科のみならず、特別教育活動および学校行事等を包含して編成されることとなっている。戦後、633制による新制

の高等学校が発足した当初は「教科課程」と呼ばれていたのであるが、教科以外に特別教育活動をも含むべきであるという理由によって、間もなく「教育課程」と改称され、さらに最近の改正によって、それが学校行事等をも含むことが明らかにされたのである。ⁱⁱ⁾とある。

1983年に出版された『商業教育用語辞典』では、『教育課程の意義については、教育学上さまざまに定義され一義的ではない。教育課程に関する法令状も、積極的な定義はみあたらない。しかし、1981年(昭和56年)6月文部省初等中等教育局で出した高等学校学習指導要領解説総則編では、学校が編成する教育課程とは「教育課程に関する法制に従い、各教科・科目及び特別活動についてそれらの目標を達成するように教育の内容を課程や学科の特色等に応じ、授業時数単位数との関連において総合的に組織した学校の教育計画である。」と明確に定義しているので、通常この定義に従った解釈をするのが適当であろう。教育課程に関する基準について、学校教育法は学校の目的や目標を定め、「教科に関する事項は、これらの定めに従い、文部大臣が定める」と規定している。学校教育法施行規則は、この法の委任を受け、教科の区分、授業時数等教育課程に関する基本的な事項を定めるとともに教育課程の編成にあたっては、その基準として文部大臣が公示する学習指導要領によるものとしている。教育課程は、学習指導要領総則において、学校が編成するものとされている。したがって、学校においては、教育課程編成に際して、教育課程に関する法体系の全体を理解することや、地域・学校等の実態、児童・生徒の心身の発達段階や特性などの把握に努めることが、大変重要なことと考えられている。』とある。

都道府県には、それぞれ公立学校の管理運営に関する規則を設けている。東京都の場合をみると以下のようなものである。

東京都公立学校の管理運営に関する規則の第3款教育課程及び教材の取扱

『第13条 学校は、法にかかげる教育目標を達成するために、適正な教育課程を編成するものとする。第14条 学校が、教育課程を編成するにあたっては、学習指導要領及び委員会が定める基準による。第15条 校長は、翌年度において実施する教育課程について、次の事項を毎年3月末日までに、委員会に届け出なければならない。1 教育の目標、2 指導の重点、3 学年別各教科・科目及び各教科以外の教育活動の時間配当、4 年間行事計画』この第14条に示す委員会が定める基準として、東京都では、教育課程編成基準を設けている。

東京都教育委員会作成の東京都公立高等学校教育課程編成要領(商業)ⁱⁱⁱ⁾ 第1節教育課

程の意義と方針、教育課程編成の意義によれば、『学校は、高等学校教育の目的に向かって、その目標の達成のために、学校の教育目標に従い、創意とくふうをこらし、地域や学校の実態および生徒の能力・適性・進路等をじゅうぶん考慮して、教育内容を総合的に組織した教育の計画、すなわちその学校の教育課程を定めなければならない。高等学校の教育にあっては、国民の教育として欠くことのできないものを共通に修得させるとともに、特にこの際、ひとりひとりの中にひそむ可能性を最大限にひき出し、その豊かな個性を伸ばすことが重要である。教育課程を編成するにあたっては、特にこの点に留意することが必要である。

いうまでもなく学校は、公の性質を持つものであるから、日本国憲法、教育基本法、学校基本法の定めに従うとともに、学習指導要領の示すところを基準とすることがたいせつである。また、東京都教育委員会が作成した「東京都高等学校教育課程編成要領」は、各学校が教育課程を編成する際の重要なよりどころであり、また活用すべき資料でもある。』と示した。2、教育課程改善の基本方針『社会の変化に即応して、高等学校の教育課程は、次のような改善を必要とするようになった。(1)人間として調和のとれた教育を行なうための教育課程の編成をめざす。激しい社会情勢の変化の中にあっては、調和のとれた豊かな人間性の育成が特にたいせつである。このために、教育課程は調和と統一のあるものでなければならない。(2)教科・科目の内容の質的改善と基本的事項の精選・集約を図る。最近の社会における経済、文化の急激な進展と科学技術の発達、教育内容の急速な増大をもたらした。このため、指導内容の質的改善と基本的事項の精選・集約が必要となった。(3)多様な生徒の実態に応じ、弾力性のある教育課程を編成する。高等学校への進学率が高まり、生徒の能力・適性・進路等が多様になったが、これらの生徒の実態に応ずるため、弾力性のある教育課程の編成が望まれるようになった。』と改善の方針を示した。、教育課程編成の方針については、項目のみ記述する。『1、生徒の能力・適性・進路等に応ずる教育課程を編成する。(1)個性の伸長(2)個人と社会(3)生徒の発達段階と教育課程2、弾力性のある教育課程を編成する。(1)すべての生徒に履修させる科目とその単位数(2)学科・教科・科目の新設(3)科目や類型の学年指定の緩和(4)科目の代替(5)定時制・通信制における弾力的編成3、地域社会や学校の実態に応じて教育課程を編成する。(1)地域社会と教育課程の編成 地域社会の特性 地域社会と学校(2)学校の実態と教育課程の編成4、各教科・科目と各教科以外の教育活動との調和を図る。(1)全人的な人間形成(2)二領域構成のねらい(3)各教科以外の教育活動の充実5、高等

学校の学校教育における位置を明確にする。(1)小・中・高等学校の学校教育の一貫性(2)生徒の将来の見通しに立つ高等学校教育』詳細にわたって教育課程の編成について記述されている。

教育課程編成は、学校の実態(生徒の実態・地域社会の特性など)を踏まえて、文部省公示の学習指導要領・東京の公立高校は教育課程編成基準によって、各高等学校が編成することになる。

学習指導要領公示の時期と当時の社会・経済情勢

1947年(昭和22年)教育局長通達^{iv}

教科課程として、「実務実習」・「関係教科(商業経済、簿記会計、法規、工業および資材、英語)」・「普通教科(国語、社会、体育)」を必修教科とし、選択教科として(タイプライティング、速記、外国語、家庭、普通教科)と自由研究を示している。ここでいう工業および資材は、商品の内容であると考えられる。この時代は、戦後の復興期にあたり財閥解体、農地改革実施、独占禁止法制定が行なわれて、経済も混迷していた。日本国憲法、教育基本法、学校教育法は、この年公布・施行された。

1950年(昭和25年)学習指導要領(試案)^v

学習指導要領としては、初めて今日のような形式で示された。商業科目として次の14科目であった。文書実務、珠算および商業計算、タイプライティング、速記、統計調査、貿易実務、商業実務、商業経済、金融、経営、商品、簿記会計、法規、商業外国語である。これに商業に関するその他の科目として、学校独自の必要とする商業科目を置くことが出来るようにした。この試案は、翌年改正され、教科課程を教育課程と改め、従来週当たりの授業時数で示されていたものを、単位で示すように改められた。商業科目は、総て選択科目で、最低30単位履修することになっている。なお、30単位のなかに外国語を10単位含ませてもよいことになっている。従前の通達では、必修科目が示されていたが、この試案から全部の商業科目が選択科目になったことは、大きな節目であったといえよう。この年朝鮮戦争が起き、経済は、特需景気となった。産業教育振興法は、翌年公布された。

1956年(昭和31年)学習指導要領改訂^{vi}

この改訂から学年進行で実施されるようになった。示された商業科目は、20科目とな

った。科目名を示すと次のようである。商業一般、商事、経営、経済、商業法規、商品、商業簿記、銀行簿記、工業簿記、会計、計算実務、文書実務、和文タイプ、英文タイプ、速記、商業英語、統計調査、商業美術、商業実践、貿易実務および各学校で必要に応じて置ける商業に関するその他の科目である。改訂では、従来の商業経済と金融を精選・集約して、商業一般と経済に改められ、従来の簿記会計が商業簿記、銀行簿記、工業簿記、会計と4科目に細分された。また、従来のタイプライティングも和文タイプライティングと英文タイプライティングに分けられた。従来の珠算および商業計算は、計算実務と改められ、新設科目としては、商業美術と商事が誕生した。この頃化学繊維、石油化学を中心とする技術革新や設備投資が盛んになり、神武景気とよばれた。

1960年(昭和35年)学習指導要領改訂^{vii}

この改訂では、商業科目20科目と変わらず、内容についても大きな変更はみられない。しかし、商業科目の履修単位数を、従来の30単位を35単位に引き上げ、事情の許す場合には40単位以上履修することが望ましいとなった。履修単位が増加したこともあって、重点を絞り関係する科目を中心に履修する類型制をとる学校が増加してきた。【註】類型制とは、多くの科目の中から、商業の分野を例えば、事務、経理、営業などに分け、その分野に関係する科目を中心に履修することを言った。

この頃経済成長率は急上昇し、企業は、設備投資を活発に行い、輸出も増大していた。岩戸景気とよばれていた。

1970年(昭和45年)学習指導要領改訂^{viii}

この改訂では、従来と比べて大きな変化がもたらされた。商業科目は、従前の20科目が36科目と大幅に増加し、従前の学科即ち商業科は、類型制が発展して商業に関する学科として、商業科、経理科、事務科、情報処理科、秘書科、営業科、貿易科の7学科となった。従前では、類型制による履修が望ましいとされていたが、今回の改定では、科目数の増加にともない、類型制をよりはっきりさせた学科制が示された。商業科目36科目は、商業一般、経済、経営、商業法規、簿記会計、簿記会計、簿記会計、工業簿記、銀行簿記、機械簿記、税務会計、経理実践、事務、事務機械、事務管理、計算実務、統計実務、経営数学、電子計算機一般、プログラミング、プログラミング、和文タイプライティング、英文タイプライティング、速記、秘書実務、事務実践、商事、売買実務、商品、市場調査、広告、商業美術、商業英語、商業英会話、貿易実務、商業実践と商業に関するその他の科目である。

改訂された科目は、従前の商業簿記が、簿記会計 と簿記会計 に分割され、会計を簿記会計 とした。従前の統計実務に新たな分野を加え分割して、統計実務と経営数学とした。従前の文書実務は、事務と改められた。新設科目は、経営数学を加えて15科目に及ぶ。この改訂の特色として、女子に対して家庭一般を共通履修としたことと、各教科以外の教育活動にクラブ活動を新設し、原則各学年週当たり1単位時間を下らないものとするものが加わった。これは、放課後、生徒の自主的な参加によって、部活動として行なっていたものの他に、必修としてのクラブ活動を時間割の中に位置付けたものである。この頃経済の高成長によって、いざなぎ景気とよばれる空前の大型景気になり、GNPは、資本主義国家で第2位となった。この経済状況が指導要領にも大きな影響を及ぼしたと考えられる。すでに電子計算機も導入利用している企業が増加してきていた。

1978年(昭和53年)学習指導要領改訂^{ix}

この改訂は、経済状況の高成長期から低成長期に転換した影響を受けて、再び大きく商業科目数が改められた。即ち、36科目から18科目に半減したのである。改訂で示された商業科目は以下の通りである。商業経済、簿記会計、計算事務、情報処理、総合実践、マーケティング、商品、簿記会計、工業簿記、文書事務、情報処理、商業経済、商業法規、貿易英語、商業デザイン、税務会計、タイプライティング、経営数学の18科目に商業に関するその他の科目を加えたものとなった。

今回の改定では、学習指導要領の表示の方法にも変化が見られ、商業科目等の専門教科科目は、ひとくくりにして示し、標準単位数については、学習指導要領では示さず、設置者の定めるところによるとした。各科目についても、科目名のほか科目の目標と科目の指導内容としての大項目のみを示すにとどまっている。従前の指導内容について、中項目及び指導項目まで示していたのと比較すると、大きな違いとなった。また、商業に関する学科についても、従前の7学科から5学科と減少した。改訂で示された学科は、商業科、経理科、事務科、情報処理科、営業科である。

今回の改訂は、教育課程審議会の答申において、過度に専門分化することのないよう、国が教育課程の基準として示す標準的な学科としては、総合的ないし基幹的なものとと定めることが適当であるとして、精選する必要を認めている。前回の改訂後、経済は諸物価の高騰、過剰流動性による石油ショック、経済成長率実質マイナス、不況が広がるなど従来の右肩上がりの経済が止まり下がり始めたことの影響が、学習指導要領の改訂内容及び及んでいると言える。答申による改善の趣旨に即して、基礎的・基本的な内容を一層重視す

る観点から、専門の基礎的な科目として生徒が無理なく学習できるように、商業経済、簿記会計、計算事務、情報処理の基礎的科目指導内容を精選集約した。従前の36科目の指導内容について、全般的な再検討を行い、科目を可能な限り整理統合して18科目に改定した。

この改定では、さらに教育課程の編成において、实际的・体験的な学習を重視することや、教育課程の弾力化を図りため、専門教育の最低履修総単位数を従前の35単位から30単位とすることとした。基礎教育重視は、高等学校への進学率の著しい上昇に伴う生徒の多様な実態と、産業技術等の急速な進歩に影響されて、学習内容が、次第に高度化し、専門化し、また盛りだくさんになってきていること、さらに、生徒の進路意識の遅れや職業教育に対する社会的要請の変化及び生涯教育の観点等の理由に基づいている。

1989年(平成元年)学習指導要領改訂^x

この改定では、改定の経緯をみると、情報化、国際化、価値観の多様化、核家族化、高齢化などの社会の変化に対応することと、わが国産業におけるエレクトロニクス技術、サービス経済化の進展等による産業構造・就業構造の変化や高等学校教育の著しい普及に伴う生徒の能力・適性等の多様な実態など職業教育をめぐる状況を踏まえ、職業教育改善の視点として、次の4点を示している。産業経済の変化への対応 生徒の多様な実態に
 応ずる弾力的措置の推進 柔軟性を備えた職業人の育成 開かれた職業教育の
 展開 これを受けて全面的に改定され、新しい高等学校学習指導要領は、1994年(平成6年)4月1日に第1学年に入学した生徒から学年進行で適用することとしている。

職業教育を主とする学科については、内容の改善充実と関連して標準的な学科の構成を見直すとともに、社会の変化や地域の実態等に対応する観点から、標準的な学科以外の学科を設置者において積極的に設置することができることを明確に示めされた。また、応用性のある知識や技術を確実に身に付けそれを将来活用することのできる能力を育てる観点から、実験・実習等の实际的、体験的な学習の充実を図るとともに、問題解決能力や創造性を育成するため課題解決型の学習を一層重視し、各教科に新しい科目として「課題研究」を設けた。さらに、地域の実態や生徒の多様化に対応した多様な職業教育を展開できるようにするため、学校間の協力や他の教育機関との連携による科目の履修を認めることなど、職業に関する各教科・科目の履修について一層多様な取扱いができるようにした。

学科構成の改善については、産業経済の活動に努めて広く柔軟に対応すること、また商業に関する学習が生涯にわたる学習の基礎になることや、そのための職業に関する資格取

得などへの配慮とともに、これまでの商業教育に関する教科の組織上の体系をも考慮し、商業に関する標準的な学科を「商業科」、「流通経済科」、「国際経済科」、「会計科」、「情報処理科」の5学科に改めた。

各科目は、流通経済、簿記、情報処理、計算事務、総合実践、課題研究、商品、マーケティング、商業デザイン、商業経済、経営、商業法規、英語実務、国際経済、工業簿記、会計、税務会計、文書処理、プログラミング、情報管理、経営情報、の21科目である。

今回の改定では、商業に関するその他の科目は、欄外に従来通り設置者の定めるところによるものとするとなっている。1989年1月8日、昭和天皇のご逝去と新天皇の即位に伴って、元号が昭和から平成に変わった。この時代の特徴は、個人消費と設備投資の両方によって、空前の好景気をもたらしたというのが、一般的な見方となっている。安い輸入品の急増で国内の物価高が抑えられ、消費者物価、卸売物価が安定して、先進国のうち日本は、インフレ不安の少ない国となっていた。近年、消費者の消費動向がつかみにくくなり、爆発的な流行がみられなくなり、品質重視、価格志向、計画購入が徹底する一方で、気に入った物があれば、高級品、高額商品でもよく売れる傾向があった。週休2日制が普及し、余暇関連の支出が多くの家庭で伸びた。学校週2日制も間もなく始まろうとしていた時期でもある。

1999年(平成11年)学習指導要領改訂^{xi}

前回の改定から今回の改定に至る平成の10年間、経済は、大きな変動をもたらした。即ち、日本経済がバブルの宴に踊り狂っていた1987年後半から1990年の中ごろまでの3年間であった。このバブルで一番深刻な影響を受けたのは、1992年であった。一転未曾有の経済危機に対処しなければならない事態となった。この不況は、証券資産など金融資産の崩壊と土地・建物など不動産の値下がり起因する国民総資産の不況が起こり、その影響をもちに受けて個人消費、企業の設備投資、住宅建設、公共投資、サービスなどの需要の伸び悩みが出てくるという国民総生産の不況も併発する結果となり、複合不況という言葉が生まれた。^{xii}

今回の改定は、完全学校週5日制の下、各学校が〔ゆとり〕の中で特色ある教育を展開し、生徒に豊かな人間性や自ら学び自ら考えるなどの〔生きる力〕の育成を図ることを基本的なねらいとして行ったものとしている。この高等学校学習指導要領は、2003年(平成15年)4月1日から年次進行によって段階的に適用することとしている。教育課程編成の一般方針で、就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導を適切に行なうよう

に示している。卒業までに履修させる単位数は、「総合的な学習の時間」の単位数を含めて74単位とした。

商業に関する科目は、ビジネス基礎、課題研究、総合実践、商品と流通、商業技術、マーケティング、英語実務、経済活動と法、国際ビジネス、簿記、会計、原価計算、会計実務、情報処理、ビジネス情報、文書デザイン、プログラミングの17科目を示した。

今回の改定では、学校設定科目という項目で地域、学校及び生徒の実態、学科の特色に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、教科に属する科目以外の科目を各学校の定めるところによるものとした。このことは、教育課程審議会の答申で示された「わが国商業においては、経済の国際化、情報化、サービス化の急速な進展に伴い、市場の国際化、オフィスの情報化、サービス産業の拡大等の変化が生じている。また、国際的な会計基準への移行、流通システムの合理化、新たなビジネスの創造などグローバル経済への対応が求められている。

このような状況を踏まえ、経済社会の変化に柔軟に対応できる人材の育成を図る観点から、実践的な語学力、情報・会計リテラシーなど、ビジネスの基礎・基本についての内容を充実するとともに、情報化の進展への対応に留意して、購買・販売・財務等の経営情報の処理と活用に関する内容の改善を図る。

教科の目標については、経済の国際化やサービス化の進展に対応する観点から、ビジネス教育の視点を明確にする。」を受けて、具体的改善点として次の2点をあげている。即ち、「商業の意義や役割を理解させる」を「ビジネスに対する望ましい心構えや理念を身に付けさせる」に改め、「経営活動を主体的、合理的に行い」を「ビジネスの諸活動を主体的、合理的に行い」に改め、ビジネス教育を前面に打ち出している。

学科については、従前標準的学科が学習指導要領上に示されていたが、今回は示されていない。したがって、設置者や学校が決めることになる。教科の組織として関係科目群と教科商業の扱う分野を表示して、該当科目を配列して示す方法は、今回も解説書において明示している。

付表 高等学校学習指導要領の公示および授業時数等

公示の 時期	1947 昭和22 局長通達	1950 昭和25 試案	1956 昭和31	1960 昭和35	1970 昭和45	1978 昭和53	1989 平成元	1999 平成11
卒業に 必要な 総単位数	3360 時間	85単位	85単位	85単位	85単位	80単位	80単位	74単位 (総合的 な学習) 新設
商業 科目数	8科目 (英語を 含む)	14科目	20科目	20科目	36科目	18科目	21科目	17科目
卒業に 必要な 商業科目 単位数	2100 時間	38単位 (単位制 が導入さ れた)	30単位	35単位	35単位	30単位 (標準単 位は示さ ず)	30単位 (課題研 究) 新設	25単位
標準的な 学科	1学科	1学科	1学科	1学科 類型制	7学科 学科制	5学科	5学科	示してい ない
必修・ 選択の別	必修科目 選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	選択科目
外国語の 読み替え	英語を関 係教科と して必修	10単位 可	10単位 可	10単位 可	10単位 可	10単位 可	10単位 可	5単位 可

注

- i. 武市春男 「新版商業教育論」 国元書房 1956年 p93
- ii. 大野隆治 「高等学校商業教育論」 市ヶ谷出版社 1964年 p1-3
- iii. 東京都教育委員会 「東京都公立高等学校 教育課程編成要領」 1972年 p3
- iv. 全国商業高等学校長協会 「商業教育百年史」 1984年 p70-71
- v. 同上 p72-73
- vi. 同上 p79-81
- vii. 文部省告示 「高等学校学習指導要領」 1960年
- viii. 文部省告示 「高等学校学習指導要領」 1970年
文部省 「高等学校学習指導要領解説商業編」 1972年
- ix. 文部省告示 「高等学校学習指導要領」 1978年
文部省 「高等学校学習指導要領解説商業編」 1979年
- x. 文部省告示 「高等学校学習指導要領」 1989年
文部省 「高等学校学習指導要領解説商業編」 1989年

- xi. 文部省告示 「高等学校学習指導要領」 1999年
文部省 「高等学校学習指導要領解説商業編」 2000年
- xii. 社会・経済については、下記の資料によるが多かった。
矢野恒太記念会編 「日本国勢図会」 各年度版